

寒河江市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男

寒河江市教育委員会規則第1号

寒河江市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和31年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「、公民館長及び図書館長」を「及び公民館長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。